

お知らせ

information

2014

4

■くどう市長と語ろう！ふれあいトーク

市では、市長と市民の皆さんが、語り合う「ふれあいトーク」を市内各地で開催しています。

日時／
5月22日(木) 19時～
(2時間程度)
場所／港ふれあいセンター
(港3丁目)

対象／
市内に在住、在勤または在学されている方であれば、どなたでも参加できます。(20名程度を予定)

参加方法／
参加申込書に必要事項を記入の上、郵送、FAXまたはメールで申し込みください。



地域や将来について語り合いました！

記入のうえ、郵送、FAXまたはメールで申し込みください。
また、電話による申し込みも受け付けています。
(土・日・祝日を除く)

※当日参加も可能です。
※参加申込書は、市役所1階受付や市の各公共施設などに配置しています。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

申し込み期限／
4月30日(水)

申し込み・問い合わせ／
市市民協働課市民協働グループ

〒097-8686
稚内市中央3丁目13-15
☎ 23-6471
FAX 23-3281
✉ Shinkinkyodo@city.wakkanai.hokkaido.jp

■稚内を「住みたい・住み続けたい」まちにしませんか？

市では、「都市計画マスタープラン」の改定作業を行っています。

都市計画マスタープランは、まちづくりの大きな指針を示す計画です。

この改定にあたり、まちづくりに関する様々なことを学ぶため、北海道大学大学院教授瀬戸口剛氏による「まちづくりフォーラム」を開催します。

また、市民の皆さんの意見をまとめ、計画づくりに活かすため、参加した皆さんと話し合う「まちづくりサロン」も同時開催します。

なお、サロンは2週連続で開催し、申し込みが必要となります。
1回目のサロンに参加する方は、フォーラムへの参加も、毎年更新が必要ですが、

加もお願いしています。

フォーラムは自由参加です。多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

日時や場所等は下の表でご確認ください。

対象／市内在住で高校生以上の方
フォーラムのテーマ／
「稚内のまちの10年後を
考えよう！」
サロンのテーマ／
「稚内に住みたいまち、住み続けたいまちになるアイデアを出し合おう！」

開催日	時間	場所	定員
5月17日(土)	フォーラム 11:00～12:00 サロン 13:00～16:00	市役所5階正庁	30名
5月25日(日)	サロン 13:00～16:00	東地区活動拠点センター	30名

※2回目はサロンのみの開催です。

※参加申込書は、市役所受付や東地区活動拠点センターなど、市の各公共施設に配置しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

申し込み期限／
4月25日(金)

申し込み・問い合わせ／
市都市整備課都市計画グループ
〒097-8686
稚内市中央3丁目13-15
☎ 23-6460
FAX 24-2719

■さらに充実！高齢者くらしのお助け便利帳

市では、平成21年度に高齢者の暮らしに役立つ市内の情報を掲載した「高齢者くらしのお助け便利帳」を発行しています。

この度、利用された方や、民生委員等の方々のご意見を参考に、情報を一層充実させ「平成25年度版」が完成しました。



足腰が弱ってきた方や高齢者が弱ってきた方や高齢者夫婦世帯などで生活に不安をもっている方に、特に役立つ内容になっています。ぜひ、ご活用ください。

掲載している主な情報／
雪かきや屋根の雪下ろしができる業者の情報
医療機関の情報
調剤薬局の情報
美容の美容師の情報
地図情報など

追加された主な情報／
高齢者に役立つタクシー等の情報
宅配サービスや移動販売等の情報

お問い合わせ／
市地域包括支援センター
☎ 23-8585

■軽自動車税には減免制度があります！

軽自動車税の課税対象者は、次の要件に該当する方は申請により課税が免除される場合があります。

現在免除を受けている方も、毎年更新が必要ですが、

対象／
・身体障がい者等が所有する軽自動車等
・身体障がい者等と生計を同じくする方が所有する軽自動車等
・身体障がい者等を常時介護する方が運転する軽自動車等
必要なもの／
①手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等)
②運転免許証
③印鑑
④自動車検査証
⑤軽自動車税減免申請書

※申請書は、市課税課に配置しています。
◆構造変更車両について
身体障がい者等の利用のため、「改造自動車」として登録された軽自動車は課税が免除される場合があります。

※すでに自動車税(道税)の減免を受けている場合や、障害者等級等によつては減免の対象にならない場合があります。

申請・問い合わせ／
市課税課資産税グループ
☎ 23-6393

軽自動車税の納税期限は
4月30日(水)です。
納め忘れのないように！

※申請書は、市課税課に配置しています。